



みどり 水里ネット 児島湾 だより

第181号

令和4年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



児島湖清掃大作戦でゴミ拾いに励む参加者と収集されたゴミ（一部）

電話番号のお知らせ（直通）

児島湾土地改良区 (086)263-5244 (FAX)
総務課 (086)262-0175
下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
Eメール: kojimawan_main@chive.ocn.ne.jp
総務課会計係 (086)262-3919
会計経理全般
維持管理課 (086)262-0176
(086)262-0180(アナログ回線)
維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課 (086)262-0310
基幹水利事業全般(藤田用水機場関係)
藤田用水管理事業全般
農村整備課 (086)262-0177
土地改良事業全般(工事関係)
堤防管理事務所 (086)267-3002
(086)267-3001 (FAX)
児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

通常総代会挨拶	2
通常総代会への祝辞	3
通常総代会開催	5
令和4年度賦課金・負担金について	6
令和4年度一般会計予算	7
令和4年度基幹水利施設管理事業会計予算	7
令和4年度操作作業会計予算	8
令和4年度土地改良事業計画	8
事務局人事異動	9
児島湖清掃大作戦参加報告	10
小学校の学習見学について	10
ゴミの投棄をなくしましょう	11
特集記事(児島湾締切堤防について)	12
組合員の皆様へお願い	15
転用等、地区除外に伴う決済金	16

令和 3 年度 通常総代会 理事長挨拶

令和 4 年 3 月 10 日

理事長 宮 武 博



令和 3 年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝よりご出席いただき、心よりお礼申し上げます。

また、皆様には各地域の組合員の代表として平素から格別のご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本日の総代会は、前回の臨時総代会に続きコロナウイルス感染症拡大に伴う感染防止策として書面議決での開催とさせていただきます。

さて、コロナウイルスは、2019年12月に中国武漢で最初の感染者が確認され、その後2020年1月には日本でも感染者が確認されました。それからすでに2年以上が経過しているにもかかわらず今なおコロナウイルスは変異を繰り返しながら猛威を振るい続けています。

ワクチン摂取率が上がることで感染状況は好転するものと思われましたが、感染者の発生人数だけでいえば、逆に悪化しており収束の兆しは見えません。さらに欧州では、ウクライナのNATO加盟申請に危機感を持ったロシアが一方的に軍事行動を起こし、武力による現状変更を迫っています。コロナ感染症拡大の影響で世界のサプライチェーンが機能不全をおこしている現状に追い打ちをかける結果になり、世界中の政治経済をより不安定なものにしています。

当事者の良識ある決断による平和的な解決が望まれるところです。そんな中、当改良区については令和4年度から複式簿記による会計に移行します。従いまして、令和4年度の当初予算は、複式簿記採用時に国が指定した科目設定ルールによる予算組みとなっております。また、藤田用水管理事業では、最終地区である藤田錦地区の事業賦課金の徴収が令和3年度をもって終了します。児島湾土地改良区としましても土地改良法の一部改正など運営環境が大きく変わる状況にしっかり対応していきたいと考えています。

また、土地改良基盤整備事業に関しましては、これまでどおり、積極的に事業確保を行うことにより受益地内の農業生産性の向上を図り、ひいては地域全体の発展に寄与すべく役職員一同取り組んでいるところでございます。

総代の皆様におかれましては今後とも引き続き、ご支援ご協力のほどよろしくお願ひします。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

令和 4 年 3 月 10 日

岡 山 市 長
大 森 雅 夫



本日は児島湾土地改良区の令和 3 年度通常総代会が開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から、「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営をはじめ、管内土地改良事業の実施など、岡山市の農業振興に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農地や農業水利施設等は、食料を安定的に供給する生産基盤であるとともに、自然環境の保全や水資源のかん養、更には、生物多様性の保全などの多面的機能を有しており、市民の豊かな暮らしを支える重要な役割を担っております。広大な干拓地からなる岡山平野では、岡山県下でも有数の農業生産基地として、全国ブランドの「備前千両なす」をはじめ、水稻や麦、玉葱、レタスなど地域特性に応じた多彩な農産物が生産されているところです。

一方で、高齢化や後継者不足による農業者の減少、老朽化する農業用施設の保全、更には自然災害への対策など、変遷する社会経済情勢において、農業をめぐる諸問題は一層厳しさを増しており、農村の維持・保全のためにはどれ一つとして、ゆるがせにできないものばかりです。

岡山市では食料自給率の維持・向上に向けて、農地、農業水利施設等の保全に向けた取り組みを国・県とともに推進しているところであり、各種土地改良事業の実施や巨大地震に備え「児島湾締切堤防」の耐震化を図る国営総合農地防災事業の早期完成に向けて、貴土地改良区とともに同事業の推進協議会を組織し、事業推進を図っているところです。こうした取組をより実りあるものとするためには、先人たちが不断の努力で築き上げてきた広大な干拓地を長年にわたり守り続けてこられた皆様のお力が欠かせません。

皆様方には、今後とも、岡山の農業のさらなる振興に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、児島湾土地改良区のさらなるご発展並びに皆様方のますますのご健勝・ご多幸を、心から祈念申し上げます。

祝 辞

本日は、令和 3 年度児島湾土地改良区通常総代会のご盛会を心よりお慶び申し上げます。

皆様には、土地改良事業はもとより農業・農村の振興に向けてご尽力いただき感謝と敬意を表します。

私自身、これまで現場を視て、現場の声を国政に届け、政策の実現に取り組んで参りました。その結果、土地改良予算の確保や各種制度の拡充については、一定の成果を収めることができました。しかし、土地改良区を取り巻く状況は、施設の老朽化や自然災害の頻発・激甚化など依然として課題山積であり、その解決が急務です。こうした状況に対応し、課題解決に向けて精一杯取り組んで参りますとともに、次のステップへの挑戦に死力を尽くす覚悟です。

明るい未来を切り拓くため、「土地改良」、「農山漁村」、「食」は日本の命綱であるとの決意の下、現場主義、地域主義に徹し、国政の場で農業・農村の振興・発展に全力を傾注するなど、全力で政治活動に取り組んで参る所存です。引き続き、皆様のご理解とご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、児島湾土地改良区の益々の発展を祈念しますとともに、本日お集まりの皆様お一人おひとりのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉とします。

令和 4 年 3 月 10 日

参議院議員 進藤 金日子

本日は、令和 3 年度児島湾土地改良区通常総代会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

組合員の皆様、宮武理事長はじめ役員、事務局各位、並びに関係の皆様におかれては、日頃から地域農業の発展や農村の活性化にご尽力されておられることに心から敬意を表しますとともに、私、宮崎雅夫の国政活動にご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、今回のコロナ禍を契機に、新しい生活様式に伴う国民の皆様の農業・農村に対する価値観の変化、安全安心な食料の生産や自給力向上の必要性などが再認識されており、これらを支える土地改良の役割は益々重要になってきています。

コロナ禍の影響から早期に脱却し、ウィズコロナを見据えつつ日本の農業農村が明るく元気が出るよう、「強い農林水産業」と「活力ある農山漁村づくり」に向け、私も土地改良の計画的な推進や農山漁村の防災・減災、国土強靱化の促進を図るため、現在通常国会で審議中の令和 4 年度予算案ならびに関連法案の早期成立に努めてまいります。

今後とも地域と国政をつなぐパイプ役として、「土地改良・農山漁村は未来への礎」を理念に、現場主義に徹しつつ皆様のご意見等をお伺いしながら進藤金日子参議院議員とともにしっかりと努力してまいりますので引き続きご支援とご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、児島湾土地改良区の一層のご発展と、組合員、関係各位ならびにご家族のご健勝とご多幸を衷心より祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

令和 4 年 3 月 10 日

参議院議員 宮崎 雅夫

◇令和 3 年度通常総代会の開催について

令和 3 年度通常総代会が、令和 4 年 3 月 10 日（木）午前 9 時から児島湾土地改良区 4 階大会議室において開催されました。通常総代会も前回の臨時総代会同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面議決により採決が行われ、当日の議長には「近田 悟」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長 ^{おおもりまさお} 大森雅夫様、参議院議員 ^{しんどうかねひこ} 進藤金日子様、参議院議員 ^{みやざきまさお} 宮崎雅夫様からのメッセージを朗読しました。続いて理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された 18 議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

I 議 案

- 議案第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う書面議決の導入について
- 議案第 2 号 令和 3 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 3 号 令和 3 年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 4 号 令和 3 年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第 5 号 令和 3 年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 6 号 令和 3 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第 7 号 令和 3 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の議決について
- 議案第 8 号 定款等の変更及び会計細則、諸規程の改正並びに廃止の議決について
- 議案第 9 号 令和 4 年度関係土地改良事業計画の議決について
- 議案第 10 号 令和 4 年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
- 議案第 11 号 令和 4 年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
- 議案第 12 号 令和 4 年度一般会計・特別会計収支予算の議決について
- 議案第 13 号 令和 4 年度役員報酬の議決について
- 議案第 14 号 令和 4 年度賦課金・負担金等徴収の議決について
- 議案第 15 号 令和 4 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について
- 議案第 16 号 令和 4 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算の議決について
- 議案第 17 号 令和 4 年度一時借入金の議決について
- 議案第 18 号 令和 4 年度歳計現金預入先の議決について

◇ 令和 4 年度賦課金・負担金について

令和 4 年度の賦課金・負担金・決済金の徴収については、次のとおりです。

◎ 賦課金

① 一般賦課金単価

令和 4 年度児島湾土地改良区の賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり 賦 課 金	2,000円
◎ 賦 課 基 準	賦課に当たっては、1㎡当たり 2円を単位として賦課面積 (令和 4 年 4 月 1 日現在)に乘算します。
内 訳	一 般 経 常 費 1,830円 堤防維持管理負担金 170円
	計 2,000円

(注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

② 藤田用水維持管理賦課金単価 《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》
《藤田錦六区地区》《藤田錦地区》

令和 4 年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区、藤田錦六区地区、藤田錦地区並びに東畦地区の受益農地から賦課徴収いたします。

◎ 1,000㎡当たり 維持管理賦課金	1,200円
◎ 賦 課 基 準	賦課に当たっては、1㎡当たり 1円20銭を単位として賦課面積 (令和 4 年 4 月 1 日現在)に乘算します。 ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

③ 徴収期日

令和 4 年 8 月 1 日 (全期徴収)

④ 徴収委託先

- ① 岡山市農業協同組合 ② 岡山市浦安土地改良区 ③ 中 国 銀 行
④ ト マ ト 銀 行 ⑤ 理事・監事・総代

◎ 農家負担軽減調整負担金 (1,000万円)

令和 4 年度負担区分

覚書による自治体関係	岡 山 市	9,213千円
	玉 野 市	787千円
	計	10,000千円

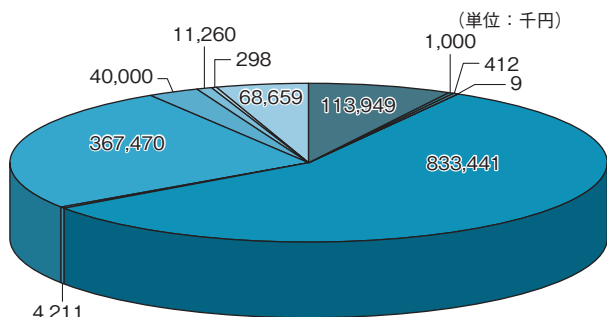
◎ 地区内農地の転用等による地区除外に伴う決済金単価

(1)地区内農地全区域	1㎡当たり	5.07円
(2)県営かんがい排水事業(パイプライン)実施地区		
藤田都六区地区の受益農地	1㎡当たり	16.58円
藤田都・大曲地区の受益農地(中畦・曾根の一部地域を含む)	1㎡当たり	26.29円
藤田錦六区地区の受益農地	1㎡当たり	30.02円
藤田錦地区の受益農地(東畦の一部地区を含む)	1㎡当たり	35.06円

◇ 令和 4 年度一般会計予算について

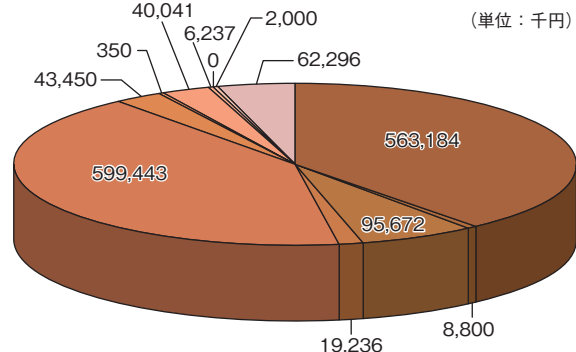
【一般会計】

収入合計 1,440,709千円



土地改良事業収入	113,949
附帯事業収入	1,000
基本財産運用収入	412
特定資産運用収入	9
補助金等収入	833,441
雑収入	4,211
借入金収入	367,470
基本財産取崩収入	40,000
特定資産取崩収入	11,260
他会計繰入金	298
繰越金	68,659

支出合計 1,440,709千円



土地改良事業支出	563,184
附帯事業費支出	8,800
一般管理費支出	95,672
土地改良事業負担金支出	19,236
借入金返済支出	599,443
支払利息	43,450
固定資産取得支出	350
基本財産積立支出	40,041
特定資産積立支出	6,237
他会計繰出金	0
予備費	2,000
繰越金	62,296

※ 土地改良事業収入内・経常賦課金の内訳は以下のとおり

	(単位：円)
一般賦課金 (1 m ² 当たり 2 円)	87,304,112
藤田地区維持管理賦課金 (1 m ² 当たり 1.2 円)	16,143,461
計	103,447,573

◇ 令和 4 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
業務受託料収入	100,672
雑収入	1
合計	100,673

[支出] (単位：千円)

科目	基幹水利施設
点検整備費	1,308
施設管理費	34,320
施設費	1,648
調査費	325
諸油脂費	102
整備補修費	24,766
電力費	34,268
管理諸費等	1,876
租税公課	2,059
雑支出 (一般会計へ)	1
合計	100,673

◇令和 4 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
作業受託収入	359,915
調査業務等受託料収入	550
受取利息	1
前年度繰越金	3,033
計	363,499

[支出] (単位：千円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
点検整備費	1,569	4,606		1,611	7,786
施設管理費	112,900	24,543			137,443
施設費	7,170	14,163	13,683		35,016
調査費	86				86
諸油脂費	157	184		480	821
整備補修費		87,887			87,887
電力費	5,413	66,357		931	72,701
租税公課				11,775	11,775
職員退職手当積立金支出	6,400				6,400
雑費				630	630
次年度繰越金				2,954	2,954
計	133,695	197,740	13,683	18,381	363,499

◇令和 4 年度土地改良事業計画について

令和 4 年度土地改良事業計画は、農地耕作条件改善事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計 29 地区、事業費 51,300 万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎農地耕作条件改善事業 [6 地区 29,800 万円]

地区名	西七区 3 番、西七区 2 条 1、北七区 13 条、西七区 4 番、北七区支線 48 号、北七区支線 50 号

◎小規模土地改良事業 [3 地区 2,600 万円]

地区名	西七区 6 号、西七区支線 32 号、北七区支線 61 号

◎非補助土地改良事業 [19 地区 18,600 万円]

地区名	曾根東樋門、錦中悪水樋門、錦六区縦 6 樋門、都中川北樋門、西七区支線 23 号、西七区支線 39 号、西七区支線 63 号、西七区支線 93 号、西七区支線 131 号、北七区支線 2 号、北七区支線 6 号、北七区支線 68 号、北七区支線 75 号、北七区支線 86 号、片崎沖 1 番川西詰樋門、迫川丘 3 番樋門、宗津東町 3 番川、宗津西町 6 番川、森崎丘 2 番川

◎非補助土地改良事業（維持管理） [1 地区 300 万円]

地区名	藤田用水維持管理 R 4

◇事務局人事異動

○採用 (令和 4 年 4 月 1 日付)

局長 中西 弘 進 (新採用)

○昇任 (令和 4 年 4 月 1 日付)

次長 総務課担当 継山 修 (総務課 課長)
 維持管理課 課長 岡本 満 (農村整備課 主幹)
 管理係長事務取扱
 農村整備課 工事係 主任 柴田 知 幸 (総務課 書記 (岡山市へ派遣))
 農村整備課 工事係 主任 高橋 拓 真 (農村整備課 工事係 技師)

○配置換 (令和 4 年 4 月 1 日付)

総務課 課長 石原 猛 裕 (総務課 徴収担当課長)
 施設管理課 課長 濱田 達 典 (維持管理課 課長)
 管理係長事務取扱
 総務課 庶務係 係長 南石 智 恵 (維持管理課 管理係 係長)
 総務課 係長 (岡山市へ派遣) 高原 英 一 (施設管理課 管理係 係長)
 維持管理課 管理係 主任 森 淳 一 (施設管理課 管理係 主任)
 堤防管理事務所 堤防管理係 主任 西田 佳 広 (維持管理課 管理係 主任)
 施設管理課 管理係 主任 三木 洋 平 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記)
 維持管理課 管理係 書記 岡田 裕 斗 (総務課 庶務係 書記)
 施設管理課 管理係 書記 新山 和 林 (堤防管理事務所 堤防管理係 書記)
 堤防管理事務所 堤防管理係 書記補 吉原 和 希 (施設管理課 管理係 書記補)

.....

○退職 (令和 3 年 10 月 30 日付)

齊藤 晴 雄 (事務局長 (嘱託))

(令和 4 年 3 月 31 日付)

國定 一 郎 (次長 施設管理課長事務取扱及び
維持管理課、堤防管理事務所担当
(嘱託))

三竿 啓 介 (次長 総務課担当 (嘱託))

児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶を行う宮武理事長

岡山県では、毎年 9 月～11 月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となり、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等において、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国・県・市町職員に参加を募り、「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今回は 11 月 7 日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「令和 3 年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。

本土地改良区からも宮武理事長をはじめ役職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。

主催者側の報告によると今回は計 7 会場で総勢約 1,400 人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約 9.75 t のゴミが回収されました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。



清掃活動を行う参加者

学習見学 第二藤田小学校

令和 3 年 10 月 21 日（木）、第二藤田小学校 3 年生 16 名と引率の先生方が、藤田三角地機場を訪れました。

当日は、藤田三角地機場内部を見学し、実際にポンプを稼働させての水の送水状況を見学しました。

その後、当改良区職員で、干拓の概要とポンプや水路、樋門の役割などについて説明をしました。

質疑応答では多くの質問がなされ、子供たちの関心の高さがうかがえてとても有意義な時間となりました。

今後も、このような地元の農業施設にふれる活動を通して、子供たちに農業や干拓の歴史について興味を持ってもらいたいと思います。



概要説明の様子

※ゴミの投棄をなくしましょう

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいつくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。

きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。児島湾土地改良区からのお願いです。



児島湖に流れついたゴミ状況 締切堤防

児島湾締切堤防について (第 2 次無料開放運動)

前号では、締切堤防の他目的利用の開始に伴う通行料、通行料の 1 次、2 次引き下げ、児島湖交通産業株式会社のその後について掲載しました。今号は、下記表 1 の赤字で示した第 2 次無料開放運動について掲載します。

西暦	年代	主な出来事
1959年	昭和34年	児島湖交通産業株式会社創立
〃	〃	第 1 次無料開放運動（岡山市民運動）が起こる
1961年	昭和36年	児島湾締切堤防他目的使用協議会発足
〃	〃	締切堤防を有料道路として料金徴収開始
1962年	昭和37年	締切堤防竣工
1963年	昭和38年	第 7 区工事竣工
1964年	昭和39年	第 2 次無料開放運動（小串・甲浦地区一部住民による）起こる
〃	〃	締切堤防維持管理の監督行政について岡山行政監察局が勧告
〃	〃	農家総決起集会を開催し、無料開放デモを阻止
1965年	昭和40年	児島湖堤防利用株式会社設立
〃	〃	新会社による新交通料金での事業開始
1973年	昭和48年	児島湾締切堤防無料開放対策委員会発足
〃	〃	県議会で無料開放についての意見書採択決議提出
1974年	昭和49年	児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結
〃	〃	児島湾締切堤防の通行料廃止に伴い、無料通行開始

表 1 児島湾締切堤防無料通行までの主な出来事

第 2 次無料開放運動～

締切堤防の有料通行については昭和36年から開始され、その後、金甲山周辺の観光開発、車両の通行量増加などにより複数回にわたり通行料金を値下げしてきました。

しかし、昭和39年～昭和40年にかけて小串・甲浦地区の一部の住人による無料開放運動が再び勃発しました。（図 1）



図 1 無料開放運動の様子

その際に、以下のような決議を昭和39年6月に発表しました。

決起集団の決議は以下のとおり

1. 児島湖堤防の無料開放に向け邁進すること
2. 児島湖堤防を営利会社から取り戻すこと
3. 児島湖締切堤防の管理権は公的機関へ移管させること など

上記に加え、決起集団は同年7月に「管理権を公的機関へ移管し、公正に運営されるまで通行料の支払いは保留する」といった決議もしました。

～上記決起に対する児島湾土地改良区の動き～

児島湾土地改良区は決起に対して昭和39年7月に理事会を開催し、児島湾締切堤防他目的使用特別委員会を結成しました。同月に児島湾締切堤防維持管理委員会を開いたのち、上京し、農林省・衆参両院議長・県選出両院議員などに陳情しました。

～農民総決起大会～

さらに児島湾土地改良区は、昭和39年8月に臨時総代会を開催し、小串・甲浦地区の一部の住民が起こした一連の無料開放運動に対して、地元農家5,000人による権益擁護の決議を可決しそれに対抗しました。(図2)



図 2 決起大会の際、使用したと思われる横断幕

～灘崎町議会、興除村議会及び藤田村議会の反対陳情について～

灘崎町議会では、下記のような決議と維持管理についての意見書を、9月の定例町議会で可決しました。興除村議会と藤田村議会についても、それぞれ権益擁護についての決議を行いました。

※ページの関係上、興除村と藤田村の決議書と意見書は省略します。

そして3町村議会の議長は10月に上京し、内閣総理大臣・衆参両院議長に上記意見書を提出し、衆参両議員に陳情をしました。

児島湾締切堤防の権益擁護に関する決議

締切堤防は国費と農家負担により造成されたものである。農民負担軽減のため農林省の指示と了解のうえで、土地改良法に基づき有料道路として締切堤防の他目的利用が実施されようというなかで、一部の市民による無料開放運動は、堤防が造成された経緯に加え、岡山県知事・岡山市長・関係機関による協定と法律を無視した行為である。本議会としてこの無料開放運動には断固反対し、農家の権益を擁護する。

児島湾締切堤防の維持管理についての意見書

締切堤防は農業水利の改良を目的として、多額の国費と多大なる農家負担によって造成されたものである。

この締切堤防は土地改良区の定款に従い、農林省から「児島湾締切堤防の管理基本方針」が示され、岡山県知事、岡山市長をはじめとした 15 名の関係者と「児島湾締切堤防の管理についての申し合わせ」が締結調印された。これに基づき児島湾土地改良区と児島湖交通産業株式会社が農林省と岡山県の指導監督のもとで運営をしている。

よってこの締切堤防は道路としてではなくあくまで農業水利改良を目的とした施設である。これを施設の他目的利用として交通の用に当て、少しでも農家の負担軽減を図り、さらには通行料金の値下げを行ったにもかかわらず、無料開放せよとの主張は農家の死活に関する権益を蹂躪するも甚だしくある。

～中略～

従って町民のほとんどが農家である本議会は、あくまで農家の権益を擁護するため決議を行い、不法な運動に全力で対処をしているところである。

※興除村と藤田村も決議書と意見書は省略します。

～第 2 次無料解放運動の終結～

上記の陳情及び意見書が提出されたことに伴い、前号に掲載したとおりその後、行政監察局から事業の移管勧告が行われました。そして児島湾土地改良区理事長、総代会の議長他数名で締切堤防の維持管理に関する要望を岡山行政監察局長へ提出し、さらに岡山県や農政局などにも陳情を行いました。

締切堤防の無料開放と維持管理を公的機関へ移管することを目的として始まった運動でしたが、地元農家の反対陳情と締切堤防受益地管内の各町議会及び村議会の農家の権益保護の議決と意見書の提出や締切堤防の通行料金のさらなる引き下げを行ったのち、締切堤防の交通部門専門事業を行う新会社が設立されることになり、無料開放運動も終わりを迎えることとなりました。

次回は、児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結について掲載する予定です。

参考文献：児島湖発達史 児島湾土地改良区保管写真

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第43条）

- ・相続、贈与、経営移譲（農業者年金受給など）
- ・農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

◆農地の異動・売買について

農地の異動・売買を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買を行うようご注意ください。（土地改良法第42条第1項）

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年7月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 086-262-0175へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 4 2 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 4 年度の決済金等は下記のとおりです。

令和 4 年度

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料
全 域	1 m ² 当たり 5.07円	1 m ² あたり 10円	1 筆あたり 1,500円

区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
藤 田 都 六 区	1m ² あたり パイプライン 16.58円	藤 田 都・大 曲	1m ² あたり パイプライン 26.29円	藤 田 錦 六 区	1m ² あたり パイプライン 30.02円	藤 田 錦	1m ² あたり パイプライン 35.06円

なお、藤田都六区地区、藤田都・大曲地区（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び200m²未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買取または寄付した場合

公共事業用地として買取・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買取交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)